

インターネット関連法律の全体動向

岡村 久道 ●弁護士/京都大学大学院 医学研究科 講師

セキュリティ等の面から警察法、防衛省設置法等、外国為替及び外国貿易法、電気通信事業法等が改正され、経済安全保障推進法が成立。人権に配慮し刑法等が改正され、AV出演被害防止・救済法等が成立した。

■はじめに

2022年は2021年と同様に、コロナ禍に翻弄された年であったが、2022年春の通常国会（第208回国会）では、資料3-1-1の通り比較的多数のインターネット関連法案が可決成立した。末尾のものだけは同年秋の臨時会（第210回国会）で成立したものである。

以下、例年通り、成立した個々の法案の概要を、成立日順に説明する。

■津波対策の推進に関する法律の改正

津波対策における情報通信技術の活用に関する規定が追加された。国および地方公共団体は、津波に関する防災上必要な教育および訓練の実施、津波からの迅速かつ円滑な避難の確保、その他の津波対策の推進に当たり、情報通信技術の活用を通じて、これらをより効果的に行うよう努めなければならないという趣旨の規定である。

■警察法の改正

最近のサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化に鑑み、国家公安委員会および警察庁の所掌事務に、重大なサイバー事案に対処するための警察の活動に関する事務等が追加された。同時に、警察庁が当該活動を行う場合における広域組織犯

罪等に対処するための措置に関する規定を整備するほか、警察庁の組織について、サイバー警察局を設置する等の改正が行われた。

■防衛省設置法等の改正

改正内容に含まれるのは、サイバー領域における優位性の獲得に必要な部隊の新編および拡充をはじめとする防衛省・自衛隊の体制整備のために、自衛官の定数を変更すること。また、自衛官等が一般の国民と同様に、個人番号カードを提示することにより病院等を利用できるよう、病院等がオンラインシステムで自衛官等の本人確認（電子資格確認）を可能とする仕組みを導入するため、当該システムの運営者（社会保険診療報酬支払基金）が自衛官等の資格情報を提供等できるようになることも含まれる。

■外国為替及び外国貿易法の改正

同法に基づく支払規制および資本取引規制をよりいっそう効果的なものとするため同法の一部が改正された。まず、暗号資産に関する取引を資本取引とみなす取引として新たに定義することにより、財務大臣の許可を受ける義務を課す資本取引規制の対象とした。次に、暗号資産交換業者に資産凍結措置（支払等又は資本取引等を許可の対象

法令（成立日順）	成立日	公布日
津波対策の推進に関する法律（改正）	2022年3月25日	2022年3月31日
警察法（改正）	同年3月30日	同年3月31日
防衛省設置法等（改正）	同年4月13日	同年4月20日
外国為替及び外国貿易法（改正）	同年4月20日	同年4月20日
旅券法（改正）	同年4月20日	同年4月27日
情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律	同年4月27日	同年5月9日
経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律	同年5月11日	同年5月18日
民事訴訟法等（改正）	同年5月18日	同年5月25日
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律	同年5月19日	同年5月25日
消費者裁判手続特例法（改正）	同年5月25日	同年6月1日
電気通信事業法（改正）	同年6月13日	同年6月17日
刑法（改正）	同年6月13日	同年6月17日
性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律	同年6月15日	同年6月22日
国立研究開発法人情報通信研究機構法（改正）	同年12月2日	同年12月9日

出所：筆者が作成

とする措置）にかかる確認義務を課す等の措置が講じられることとなった。

■旅券法の改正

改正点は多岐にわたるが、IT・ICT（情報技術・情報通信技術）との関係では、旅券に関する国際的な動向や情報技術の進展を踏まえ、申請者の利便性の向上、旅券事務の効率化、旅券の国際的な信頼性の維持、その他社会情勢の変化を踏まえた制度の見直しを図るため、旅券の発給申請手続等の電子化にかかる関連規定の整備等が図られた。

具体的には、一般旅券の発給申請、紛失・焼失の届け出、渡航書の発給申請をオンライン化し、原則として切替申請（旅券の残存有効期間が1年未満の有効な旅券を所持する者が新たな旅券の発給を申請する場合に行う申請）時の出頭を不要とするものである。

■情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律

国の歳入等の納付にかかる関係者の利便性の向上を図るため、国の歳入等の納付の方法について定めた他の法令の規定にかかわらず、以下の方法による納付を可能とするために必要な事項を定める法律として新設された。

- ・情報通信技術を利用して自ら納付する方法（インターネットバンキング等）
- ・情報通信技術を利用して指定納付受託者に委託して納付する方法（クレジットカード、電子マネー、コンビニ決済等）

後者において、各省各庁の長は、委託を受けて国に歳入等を納付する事務を適切かつ確実に実施することができる者として、政令で定める者を、その申請により、指定納付受託者として指定することができる。

■経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律

略称「経済安全保障推進法」である。安定的な提供の確保の対象事業には、電気通信・放送が含まれる。先端的な重要技術の開発支援に関する制度として「特定重要技術研究開発基本指針」を策定するとともに、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託（シンクタンク）等の措置を行う。

それらに加えて、特許出願の非公開制度を導入することにより、「公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明」が記載されている特許出願につき、出願公開等の手続を留保するとともに、その間、必要な情報保全措置を講じることで、特許手続を通じた機微な技術の公開や情報流出の防止を図るものである。

■民事訴訟法等の改正

民事訴訟手続等のICT化を図るものである。すなわち、民事訴訟手続等のいっそうの迅速化および効率化等を図り、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする観点から以下の改正がなされた。

- ・電子情報処理組織を使用して行うことができる申立て等の範囲の拡大
- ・申立て等にかかる書面および判決書等を電子化する規定の整備
- ・映像と音声の送受信による口頭弁論の手続を行うことを可能とする規定の整備
- ・当事者の申出により一定の事件について一定の期間内に審理を終えて判決を行う手続の創設
- ・訴えの提起の手数料等にかかる納付方法の見直し等の措置の整備
- ・離婚の訴えにかかる訴訟等において映像と音声の送受信による手続で和解の成立等を可能とする

規定の整備

このほか、犯罪被害者等の権利利益のいっそうの保護を図るため、民事関係手続において犯罪被害者等の氏名等の情報を秘匿する制度を創設している。

■障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律

この法律は、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策」を総合的に推進し、もって全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

基本理念の一環として、デジタル社会において、全ての障害者が「高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用を通じ、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図る」ことができるようにすることがうたわれた。さらに基本的施策の一環として「障害者による情報取得等に資する機器等」に限り必要な措置を講じるものとしている。

■消費者裁判手続特例法の改正

消費者裁判手続特例法は、内閣総理大臣の認定を受けた特定適格消費者団体が、消費者に代わって被害の集団的回復を求めることができる二段階型の訴訟制度を定めている。一段階目の手続（共通義務確認訴訟）で、特定適格消費者団体が原告として、事業者が消費者に対し責任（共通義務）を負うか否かを判断し、責任が認められたときは、二段階目の手続で事業者が誰にいくら支払うかを確定する。

今回の改正では、慰謝料を消費者裁判手続制度の対象とする要件として、慰謝料額の算定の基礎

となる主要な事実関係が消費者に共通することに加え、現行法上対象となる損害にかかる請求と併せて請求されるものか、事業者の故意によって生じるものであるかのいずれかに該当するものが、新たに対象として加えられた。個人情報漏えい事案ではプライバシー侵害として慰謝料請求が行われることが多い。この点が改正に向けた検討段階でも問題となり、前述の要件を満たした場合に限って認められた。

■電気通信事業法の改正

電気通信事業法については、電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供およびその利用者の利益の保護を図るため、資料3-1-2の内容の改正が行われた。

その中でも重要な点は、この資料の②「安心・安全で信頼できる通信サービスネットワークの確保」である。これは「外部送信規律」と呼ばれている。

総務省による説明は、次の通りである。

ウェブサイトやアプリを利用する際に、ユーザーのパソコンやスマートフォン等の端末で起動されるブラウザやアプリを通じて電気通信サービスを提供する事業者が、ユーザーの端末に対して、当該端末に記録された利用者に関する情報を外部に送信するよう指令するプログラム等を送信することがある。ウェブサイトに埋め込まれたタグや、アプリに組み込まれている情報収集モジュールなどのプログラムが、その具体例である。

送信されるユーザーに関する情報は、Cookieや広告ID等の識別子、閲覧履歴・行動履歴など幅広く、多様な用途に用いられる可能性がある。ユーザーが認識しないまま、このような情報の外部送信が行われると、ユーザーが安心して電気通信サービスを利用することができないなどの問題

が生じる。

外部送信規律は、このような場合にユーザーが安心して利用できるように、電気通信サービスを提供する事業者に対し、当該プログラム等により送信されることとなるユーザーに関する情報の内容や送信先について、当該ユーザーに確認の機会を付与する義務を課すものである。この義務を負う事業者の範囲は、別途、同法施行規則で定められている。

確認の機会の付与の方法としては、通知、ユーザーが容易に知り得る状態に置く（いわゆる公表）、同意取得またはオプトアウト措置の提供のいずれかを行う必要があるとした。ただし、ユーザーの端末に適正な画面表示をするためなど、当該電気通信サービスの利用のために送信することが必要な情報や、当該電気通信サービスを提供する事業者が利用者を識別するために自身に送信させる識別符号（いわゆる1st Party Cookieに保存されたID）の外部送信については、ユーザーに対する確認の機会の付与は不要とされている。

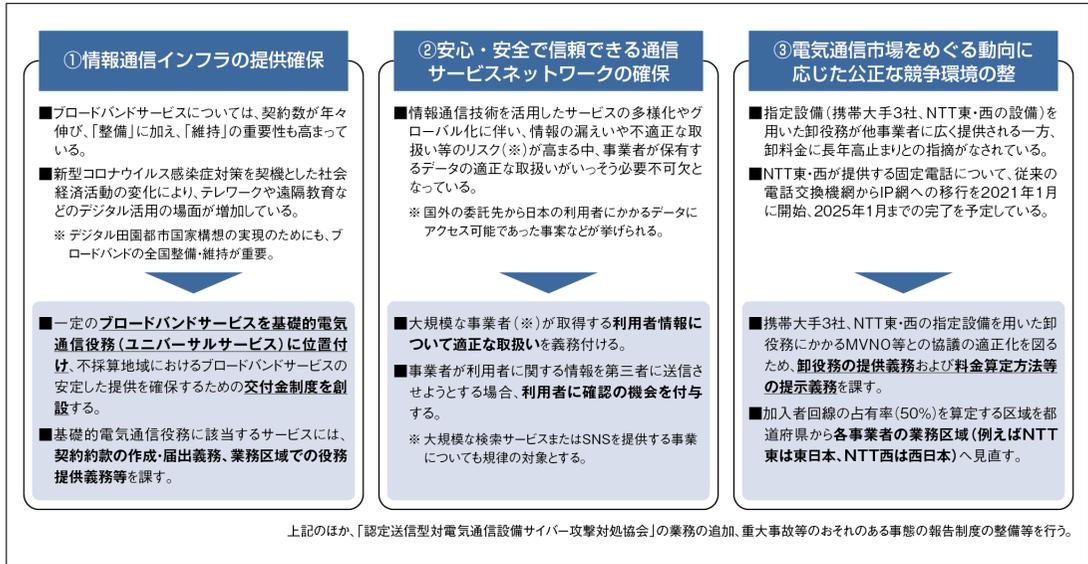
■刑法の改正

いわゆるSNSでの誹謗中傷によって自殺するという痛ましい事件が発生したことに鑑み、侮辱罪の法定刑が引き上げられた。

■性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律

略称は「AV出演被害防止・救済法」で、第1章「総則」にその「目的」が述べられている。

性行為映像制作物への出演にかかる被害の発生と拡大の防止を図り、被害を受けた出演者を救済するために徹底した対策を講じることが、出演者



出所：総務省、「電気通信事業法の一部を改正する法律案(概要)」、2022年

の人格を尊重し、心身の健康や私生活の平穏その他の利益を保護するために不可欠であるとの認識の下に、性行為の強制の禁止、他の法令による契約の無効、および性行為その他の行為の禁止または制限をいささかも変更するものではないというこの法律の実施および解釈の基本原則を明らかにする。

その上で、出演契約の締結と履行等に当たっての制作公表者等の義務、出演契約の効力の制限と解除、差止請求権の創設等の厳格な規制を定める特則を定めている。

同時に、ICTとの関係ではプロバイダ責任制限法の特例が定められた。特定電気通信役務提供者が出演者からの申出に基づき映像を削除した場合に生じる情報発信者への損害にかかる賠償免責の要件について、情報発信者に対する削除照会にか

かる申出期限を7日から2日に短縮するというものである。

■国立研究開発法人情報通信研究機構法の改正

将来におけるわが国の経済社会の発展の基盤となる革新的な情報通信技術の創出を推進するため、次のような措置を講じるものである。

- ・国立研究開発法人情報通信研究機構について、「情報の電磁的流通」「電波の利用に関する技術の研究」「開発に関する業務」等のうち、一定の要件を満たすものに要する費用にあてるための基金を設ける。
- ・当該基金等に対して電波利用料を財源として補助金を交付するための規定を整備する。



1996, 1997, 1998, 1999, 2000...

[インターネット白書ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dおよび株式会社インプレスが1996年～2023年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<https://IWParcives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&Dおよび株式会社インプレスと著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

インプレス・サステナブルラボ

✉ iwp-info@impress.co.jp